

委員選出規定

制定 令和3年4月1日

1.) 本規定は、平成27年3月7日制定の枚方市立中宮中学校PTA各選出マニュアルを基に新稿したものである。

2.) 本規定は、枚方市立中宮中学校PTA規約第26条に準ずるものであり、別紙委員選出規定とする。

3.) 委員選出方法

(1) 新1年生

行事委員を3名選出する。

立候補及び推薦を募り、該当者がなければ『保護者によるくじ引きでの抽選』になります。

注意 ※委員選出除外事項に当てはまる方は対象外となりますので、くじ引きの前に申告して下さい。

※やむを得ない事情のある方は、その理由を教えてください、協議します。

(2) 新2・新3年生

各学年から行事委員を各3名、

広報委員を4名

生活指導委員を中宮校区6名、明倫校区3名、山田校区3名、選出する。

1月中旬に配布されるプリントにて、立候補及び推薦を募ります。該当者がなければ、2月上旬の公開抽選にて、本部によるくじ引きで決定します。

注意 ※委員選出除外事項に当てはまる方は対象外となりますので、配布プリントに記入して下さい。

※本部役員の協議で人数を決定変更することが出来る。

※行事委員、広報委員、生活指導委員に当たった方が、止むを得ない事情で引き受けられない場合は補欠の方から相談して選出します。

4.) 委員選出除外事項

(1) 本年度、幼稚園・小学校・中学校・高校のPTA本部役員・各委員が決定している方

(小学校・中学校の指名委員は含まない)

(2) 本年度、自治会三役(会長・副会長・書記・会計)子ども会会長・校区長が決定されている方

各コミュニティ三役(会長・副会長・書記・会計)が決定されている方

(3) 中宮中学校本部役員・各委員会にて長・副を一度経験されている方

ただし、委員選出除外事項は平成26年度本部役員、各委員会の長・副より適用する。

(4) 未就学児(小学生未満)のお子さんがある家庭

附則 この選出規定は令和3年度各委員選出時より実施する。